

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

告 示

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

(同)

二

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(同)

二

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

(同)

二

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(水産業振興課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(都市計画課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(同)

四

○土地改良事業計画変更の適当の決定

(北部地方振興事務所)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

五

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項及び十の項並びに別表第三の九の項及び十の項中「農村地域工業等導入促進法」

を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第五条第一項又は第二項」を「第五条第

一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第十五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台北部整形外科	仙台市青葉区大沢二丁目十三 一四	平成二十九年十二月 一日	平成三十二年十二 月三十日

○宮城県告示第十五十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一

部を次のように改正し、平成二十九年十二月一日から施行する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業(ほたて貝養殖業)の表中

宮城県第74加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち名振の区域
宮城県第75加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち船越の区域

宮城県第76加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち大須の区域
宮城県第77加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち熊沢の区域
宮城県第78加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち桑浜の区域

を

宮城県第74加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区
宮城県第75加入区	(次番)
宮城県第76加入区	(次番)
宮城県第77加入区	(次番)
宮城県第78加入区	(次番)

に

改める。

○宮城県告示第十五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百十二加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づき漁業 に基く漁業加 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の雄勝 町東部の小乗 浜の区域	平成二十九年 十一月十四日	牡鹿郡女川町鷲神浜字 荒立九十六一五 伊藤和幸 牡鹿郡女川町小乗浜字 向四十七一 平塚 豊一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号） 第三号（第九 条の四）に規 定する四に具 養殖業	三人

○宮城県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一七の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町花測浜字表浜一 四三の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十九年
度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされ
る保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三三九・六八

北土川下流	三二八・〇一
石巻地区	三五一・二八
迫川地区	一、〇二七・三九
江合川上流	七一〇・三八
鳴瀬川上流	一、二二九・六〇
江合川下流	〇・八六
黒川地区	二一三・一〇
仙台地区	一、三三二・五四
白石地区	一、四九七・五九
本吉地区	二四・九八
北上川下流	八・〇一
石巻地区	二五・〇〇
迫川地区	六四・八四
江合川上流	一五四・三九
鳴瀬川上流	二三六・一五
江合川下流	一二・一二
黒川地区	三三・八四
仙台地区	六六・八八
白石地区	二一三・三八
蔵王町	〇・一二
川崎町	〇・四六
仙台市	五・一八
石巻市	二七・九八
気仙沼市	二二・三〇
白石市	三・一八
角田市	二・〇八
登米市	九・九四
栗原市	〇・三八
東松島市	四・三四
大崎市	五六・七二

七ヶ宿町	五・一四
柴田町	〇・九八
丸森町	二・七二
大和町	三・六〇
大郷町	〇・三〇
加美町	六・七二
女川町	一六・八二
南三陸町	〇・七六
石巻市	一六・九六
気仙沼市	二・五六
東松島市	〇・四二
女川町	〇・九二
南三陸町	〇・九〇
宮城北部地区	一八・五四
宮城南部地区	六・九〇

魚つき保安林

保健保安林

〇宮城県告示第十五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十九年十二月一日から平成二十九年十二月十五日まで縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	縦覧場所
発起人の住所及び氏名 宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎九十一の十二 高橋 幸彦 宮城県宮城郡松島町松島字町内百三十四の一	加入区 松島町加入区 宮城県漁業協同組合松島支所 宮城県宮城郡松島町高城字浜三十八の五

蜂谷 雅美

○宮城県告示第千六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町歌津字大沼二一八番二九地先から		前	後	一〇・九 三四・九	五二五・〇
同郡同町歌津字小沼一一〇番一地先まで		前	後	一〇・九 一九・七	五二五・〇

○宮城県告示第千六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大磯四二番一地从先から同郡同町歌津字大沼一九四番一二地先まで	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第千六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理

事業の換地処分について届出があった。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
富谷市高屋敷土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
富谷市高屋敷土地区画整理組合
- 三 事務所の所在地
富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一
- 四 換地処分の年月日
平成二十九年十一月十三日

○宮城県告示第千六十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 二 縦覧場所

○宮城県告示第千六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により審査した結果、真坂土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。

平成二十九年十二月一日

宮城県北部地方振興事務所
所長 高 橋 彰

公 告

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十九年十二月一日から平成三十年一月四日まで
- 三 縦覧場所
栗原市役所

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市小松字沖砂利前三百十二番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字町浦二百五十番地

黒田 孝男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城郡利府町森郷字柚ノ木三十一番一、四十四

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町森郷字蓮沼六十六番地二

永野 良丞